

別表第1（1関係）

予防接種の種類、対象者及び接種回数等

種 類	対 象 者	接 種 回 数 等	
ヒブ	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回（1回目から3回目まで）	<p>(1) 初回接種の開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者 生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回</p> <p>(2) 初回接種の開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者 生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて2回</p> <p>(3) 初回接種の開始時に生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者 1回</p>
		追加	初回接種の開始時に生後2月から生後12月に至るまでの間にあった者に対し、初回接種終了後7月以上の間隔をおいて1回。ただし、初回接種の開

			<p>始時に生後2月から生後12月に至るまでの間にあった者が、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の接種終了後27日以上の間隔をおいて1回</p>
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回(1回目から3回目まで)	<p>(1) 初回接種の開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回。ただし、生後12月を超えて第2回目の接種を行った場合は、第3回目の接種を行わないものとする。</p> <p>(2) 初回接種の開始時に生後7月から生後12月に至るまでの間にあった者 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて2回</p> <p>(3) 初回接種の開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある</p>

			<p>者 60日以上の間隔をおいて2回</p> <p>(4) 初回接種の開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者 1回</p>
		追加	<p>初回接種の開始時に生後2月から生後12月に至るまでの間にあった者に対し、初回接種に係る最後の接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月に至った日以降において1回</p>
五種混合、四種混合又は三種混合	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	1期初回	20日以上の間隔をおいて3回
		1期追加	初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回
不活化ポリオ	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	1期初回	20日以上の間隔をおいて3回
		追加	初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回
BCG	1歳に至るまでの間にある	1回	

	者		
麻しん	生後12月から生後24月 に至るまでの間にある者	1期	1回
	5歳以上7歳未満の者であ って、小学校就学の始期に達 する日の1年前の日から当 該日の前日までの間にある もの	2期	1回
風しん・ 麻しん 風しん 混合	生後12月から生後24月 に至るまでの間にある者	1期	1回
	5歳以上7歳未満の者であ って、小学校就学の始期に達 する日の1年前の日から当 該日の前日までの間にある もの	2期	1回
	昭和37年4月2日から昭 和54年4月1日までの間 に生まれた男性	5期	1回
日本脳 炎	生後6月から生後90月に至 るまでの間にある者	1期初 回	6日以上の間隔をおいて 2回
		1期追 加	初回接種終了後6月以上 の間隔をおいて1回

	9歳以上13歳未満の者	2期	1回
二種混合	11歳以上13歳未満の者	2期	1回
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	1回目及び2回目	3月以上の間隔をおいて2回
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	1回目及び2回目	27日以上の間隔をおいて2回
		3回目	1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回
ロタウイルス	生後6週に至った日の翌日から次に掲げるワクチンの種類ごとにそれぞれ次に定める日までの間にある者 ア ロタリックス 生後24週に至る日の翌日 イ ロタテック 生後32週に至る日の翌日	ロタリックス （1回目及び2回目）	27日以上の間隔をおいて2回
		ロタテック （1回目から3回目まで）	27日以上の間隔をおいて3回

子宮頸がん(女子のみ)	(1) 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 (2) 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子((1)を除く。)	サーバリックス (1回目から3回目まで)	1月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5月以上かつ2回目の接種から2月半以上の間隔をおいて1回
		ガーダシル(1回目から3回目まで)	1月以上の間隔をおいて2回接種した後、3月以上の間隔をおいて1回
		シルガード9 (1回目から3回目まで)	1月以上の間隔をおいて2回接種した後、3月以上の間隔をおいて1回  対象者(1) (第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に限る。) にあっては、シルガード9を5か月以上の間隔をおいて2回

高齢者 用肺炎 球菌	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの	1回
------------------	--	----

備考 日本脳炎に係る対象者及び接種回数等は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第3条第1項に規定する特例対象者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていないものにあつては、この表の規定に関わらず、当該者を日本脳炎の接種の対象者とし、その接種回数等は次の表のとおりとする。

当該者の接種歴	接種回数等
接種を全く受けていない者	(1) 6日以上の間隔をおいて2回接種 (2) 3回目は、2回目の接種後6月以上の間隔をおいて接種 (3) 4回目(2期)は、3回目の接種後6日以上の間隔をおいて接種
1回のみ接種を受けた者	(1) 2回目を接種

	<p>(2) 3回目は、2回目の接種後を6日以上の間隔をあけて接種</p> <p>(3) 4回目(2期)は、3回目の接種後6日以上の間隔をおいて接種</p>
2回の接種を受けた者	<p>(1) 3回目を接種</p> <p>(2) 4回目(2期)は、3回目の接種後6日以上の間隔をあけて接種</p>
3回の接種を受けた者	<p>4回目(2期)は、3回目の接種後6日以上の間隔をあけて接種</p>